

時

評

東日本大震災から8年が過ぎて



弁護士
荒木 貢

東 日本大震災から8年が経過した。振り返ってみると胸がふさがれるようなことばかりである。

私は当日、日弁連の代議員会が終了して同僚の弁護士と東京駅前の喫茶店にいて大地震に遭遇した。東京にいたため、日弁連の震災110番を見学させてもらったり、理事会に代理出席したりして3月28日に福島に戻った。当時は那須塩原までしか新幹線が動いておらず、そこからバスで福島駅まで辿りついた。駅も店も閉鎖されて変わり果て、店が大きく傾いていることに驚いたり、屋根にビニールシートを被った家々を見たりしながら、空気が濁り、騒然としている福島に帰宅した。

私の実家は南相馬市にあるが、海から2km位しかないため、隣の村まで津波によって家々が破壊され、土台だけとなっていた。私の従兄弟の妻子や小学校時代の同級生が流されて亡くなった。相馬市の松川浦も船や大木が流され、旅館や店は破壊され、住宅地は土台しか残っていなかった。南相馬市小高区は避難区域に入ったため、住民が避難して無人で、長らく被災したまま、時間が止まったままとなっていた。双葉郡浪江町では、津波に被災した人達がまだ生きているかも

れないというのに、原発事故のために避難しなければならないという残酷な出来事もあったことが報じられた。

その後も畜産農家の方の自死事件などのニュースがあり、衝撃を受けた。

私は月に1度、南相馬市に法律相談に出かけていて、途中、飯舘村を通るが、車で通過する30分ほど真っ暗であった。現在も余り変わらない。

私は、原発事故の発生時から裁判になることが明らかであったので東京にいる時から放射能などの勉強を始めた。福島では私が弁護士になった頃、福島第二原発の設置許可取消しの裁判をしていたが、私には参加する能力も時間もなかったので原発の知識は全くなかった。しかし、地元の弁護士として逃げるわけにもいかない。原発事故のため、訴訟継続していた事件以外には一般事件の法律相談や事件の依頼は全くなり、原発事故関連の相談や説明会、多くの会務(会議)だけがあった。8月に中間指針が出て、しばらくしてからであるが東電への直接請求やADRをやるようになった。そして、会務が一段落した後、生業訴訟に加わった。

生業訴訟は原発事故から2年後に福島地方裁判所に提訴した。約3800余名(第二陣は約500余名)の福島県及びその周辺の県に住む被害者が原告となっている。裁判で求めていることの第一番目は元の自然放射線量である0.04 μ Svに戻せというものである。これは当然のことながら原告らの最も強い願いである。第二番目は自然の放射線量に戻るまで月々5万円の慰謝料を過去の分も将来分も支払えという極めてささやかなものである。

原発事故の被害者は福島県内

だけみても200万人に及ぶ。そのような被害をまとめて提訴するなどということは不可能である。私たちは、裁判で国や東電の法的責任を明らかにすることによって、国や東電は法的責任があるのだから被害者のいろいろな意見を聞けと国や東電に迫ることを考えた。法的責任がないと考えているようでは被害者の意思に沿った対策がとられるはずもないからである。

最近の集団訴訟は難しく、生業訴訟も例外ではない。想定外だという津波を予見できたのだ、結果回避もできたのだと主張立証しなければならない。また、被害においては20mSv以下は被害がないと言われる中で被害があったことを主張立証しなければならない。

東京の多くの先生方の御尽力の結果、2017(平成29)年10月10日、福島地方裁判所は国と東電を断罪してくれた。もちろん不満もあって控訴したが、その仙台高裁の裁判、いわき避難者訴訟の仙台高裁の裁判、群馬の控訴審である東京高裁の裁判、千葉の控訴審である東京高裁の裁判が、今年中に結審し、来年、桜の咲くころに一斉に判決になりそうである。

8年経って、放射線が自然減衰した以外に何が変わったのだろうか。被害者は賠償を打ち切られ、少子高齢化の中で風評被害に苦しんでいる。

2年に1度の「原発と人権」、そして、今回も、共同声明の発表など、本来、地元に住む私たちがやらなければならないことを、できない私たちに代わって、8年が過ぎてもやっていただいていることについては非常にうれしく思う。多くの方々の手助けを受けてようやく闘っているのが現状である。(あらき みつづ)